家計急変世帯対象

鳥取県高校生等奨学給付金

年額給付·随時申請

県は、家計が急変した世帯を対象に、高校での授業料以外の教育費を支援する「鳥取県高校生等奨学給付金」制度の利用を呼びかけています。下記手続の詳細を読み、必要書類を揃えて各提出先の期限までにお申し込みください。7月以降に家計急変した世帯は随時申請が可能です。早急にご相談ください。

※早期給付の申請をしただけでは、年額の1/4($4\sim6$ 月分)しか支給されません。年額給付の申請を行うことで、残りの3/4(7月~翌年3月分)を受け取れます。

対象世帯

①~③すべてに該当する世帯

- ① 平成26年4月以降に入学し、就学支援金 (学び直し支援金を含む)の支給対象となる生徒 ※特別支援学校高等部生徒および児童入所 施設入所生徒を除く
- ② 令和7年7月1日までに収入が激減し、非課 税相当となる見込みの世帯
- ③ 保護者が鳥取県内に在住

非課税相当の目安(給与収入の場合)		
2人世帯 (ひとり親)	2,044,000円未満	
3人世帯	2,216,000円未満	
4人世帯	2,716,000円未満	

提出書類

- 【1】申請書
- [2] 保護者全員の住民税所得割額が非課税相当と 確認できる書類 *下記①と③または②と③*
 - ①:保護者の家計急変の発生事由を証明する書類 (離職票、雇用保険受給資格者証など)
 - ②:家計急変前後の収入を比較できる書類
 - ③:扶養人数が記載された保護者全員の令和7年度の 課税証明書等
- 【3】在学等証明書(県外高校のみ)

7月 申請





10~12 月給付

※随時申請は11月末頃まで受付

申請手続

県内の学校に在学の場合

□申請書

在学する学校から受け取るか、県のホーム ページからダウンロード

□提出期限:各学校が定める日程

県外の学校に在学の場合

□申請書

県のホームページからダウンロードまたは、 下記問合先に送付を依頼

□提出期限:令和7年7月31日(木)

○●○●○●○● 給付額例(年額)○●○●○●○●

	世帯状況	国公立	私立
	非課税相当 【全日制·定時制】	143,700円	152,000円
	非課税相当 【通信制·専攻科】	50,500円	52,100円

